



特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）
介護つき有料老人ホームでじま・くにくさ
重 要 事 項 説 明 書

あと会 3Yのころろ



社会福祉法人あと会

当施設はご契約者に対して特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護（要支援）認定の結果、要支援、要介護と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業.....	2
4. 居室の概要.....	4
5. 職員の配置状況.....	4
6. 当施設が提供するサービス.....	5
7. 施設利用の留意事項.....	11
8. 非常災害対策.....	12
9. 秘密保持と個人情報の保護.....	12
10. 虐待防止の措置について.....	13
11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて.....	13
12. 事故発生時の対応について.....	13
13. 要望及び苦情等の相談.....	14
14. その他.....	15

当事業所は介護保険の指定を受けています。
事業所番号：3470107115

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人あと会 |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町4 1 8 番地の 1 |
| (3) 電話番号 | 082-856-0222 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山 吉宏 |
| (5) 設立年月 | 平成4年10月 |

2. ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 特定施設入居者生活介護
(介護予防特定施設入居者生活介護) |
| (2) 施設の目的 | 契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 介護つき有料老人ホームでじま・くにくさ |
| (4) 施設の所在地 | 広島市南区出島一丁目1 8 番1 7 号 |
| (5) 電話番号 | 082-251-5350 |
| (6) 管理者名 | 横山 輝代子 |
| (7) 当施設の運営方針 | 特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行います。
介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すも |

- のとします。
- (8) 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 40 人

3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成 12 年 4 月 1 日	84 人
	介護老人福祉施設	平成 24 年 4 月 1 日	90 人
	介護老人保健施設	平成 12 年 4 月 1 日	80 人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 12 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日	40 人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日	18 人
	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号通所事業	平成 24 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日	40 人 (20 人)
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	40 人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 12 年 1 月 13 日 平成 18 年 4 月 1 日	16 人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 24 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日	10 人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	空床 利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成 12 年 4 月 1 日 平成 18 年 4 月 1 日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号訪問事 業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号訪問事 業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	夜間対応型訪問介護	平成27年 1月 1日	—
	定期巡回・随時対応型訪問介 護看護	平成27年 1月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介 護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 3月 1日	—

4. 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
介護居室 (Aタイプ)	2 室	浴室、キッチン、生活センサー、トイレ、 ウォシュレット、ナースコール、エアコン、 洗面、クローゼット等完備
介護居室 (Bタイプ)	6 室	浴室、キッチン、生活センサー、トイレ、 ウォシュレット、ナースコール、エアコン、 洗面、クローゼット等完備
介護居室 (Cタイプ)	12 室	生活センサー、トイレ、ウォシュレット、 ナースコール、エアコン、洗面、クローゼ ット等完備
介護居室 (Dタイプ)	20 室	トイレ、ウォシュレット、ナースコール、 エアコン、洗面、クローゼット等完備
合計	40 室	
食堂 兼 機能訓練室	4 室	各階に設置
浴室	4 室	一般浴槽 2 個、介護浴槽 2 個
健康管理室	1 室	5 階に設置
談話室	1 室	5 階に設置
事務室	1 室	1 階に設置
洗濯室	1 室	5 階に設置

5. 職員の配置状況

職種	業務内容	員数
管理者	事業所の従事者の管理及び 業務の一元的な管理に従事	常勤専従 1 名
看護職員	健康管理や療養上の援助、日 常生活上の介護等に従事	2 名以上 ※ 1 人以上は常勤
介護職員	日常生活上の介護並びに健 康保持のための相談・助言等 に従事	看護職員とあわせて 常勤換算方法に より 13.4 名以上
生活相談員	日常生活上の相談等に従事	1 名以上

機能訓練指導員	機能訓練指導に従事	1名以上
計画作成担当者	施設サービス計画の立案等に従事（兼務）	1名以上 ※常勤専従1人以上（但し利用者の処遇に支障がない場合は他の職務に従事可）

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制
1. 管理者	日勤： 8:30～17:30
2. 看護職員	日勤： 8:30～17:30
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～11:30 1名 日中： 11:30～16:30 1名 夕方： 16:30～20:30 1名 夜間： 20:30～ 7:30 1名
4. 生活相談員	日勤： 8:30～17:30
5. 機能訓練指導員	日勤： 8:30～17:30
6. 計画作成担当者	日勤： 8:30～17:30

※ 土日は上記と異なります

6. 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また個々の利用者の状況に

合った加算があり、利用料金、各加算の料金等は別紙に記載しております。

(サービスの概要・施設サービス費)

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③日常生活上の援助

- ・ご契約者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の援助を適切に行います。

④機能訓練

- ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援等

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。
- ・介護が困難な方でも、その人らしい生活を継続できるよう、介護福祉士を一定割合以上雇用し、安定的な介護サービスを提供しています。

(サービスの概要・加算項目)

下記の各項目に該当・実施した場合には、上記施設サービス費に加え料金が加算されます。

①入居継続支援加算

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上（※）である場合（加算Ⅰ）

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の5以上100分の15未満であること介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上（※）である場合（加算Ⅱ）

※テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、介護福祉士の配置要件が「7又はその端数を増すごとに1以上」

②生活機能向上連携加算

当該事業所職員と外部のリハビリテーション専門職が連携してアセスメントを行い、計画書を作成した場合

③個別機能訓練加算

利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施している場合（加算Ⅰ）その上で、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために、必要な情報を活用している場合（加算Ⅱ）

④ADL維持等加算

利用者のADLを良好に維持・改善する目的により、国の定める基準に従って、ADL値を測定し厚生労働省へ提出し、定められた基準以上の維持・改善が図られている場合

⑤夜間看護体制加算

看護職員について「24時間連絡体制」（看護職員の不在時でも連絡体制を定めて）、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出勤対応する体制をとっており、また、利用者が重度化された場合においても、可能な限り必要なサービスを提供し、施設での生活が困難となった場合においては、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、協議の上、適切な退所先の紹介等の支援を行う体制を整えている場

合

⑥若年性認知症入居者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を決め、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合

⑦協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の現病歴の情報を共有する会議を定期的に行っている場合

⑧口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合

また、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合。

⑨科学的介護推進体制加算

入所者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合

⑩退去時情報提供加算

利用者が退去し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合

⑪高齢者施設等感染対策向上加算

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止する取り組みの実施。また、感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合。

⑫新興感染症等施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養した場合

⑬生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じ

た上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供した場合

⑭看取り介護加算

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した利用者について、本人又は家族とともに、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援した場合

⑮認知症専門ケア加算

認知症専門ケアが必要な入所者が一定割合以上の施設であって、認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を、国の定める基準以上配置し、チームとして専門的なケアを実施する等（加算Ⅰ）。加算Ⅰの要件を満たした上で、専門的な研修を修了している者を配置し、個別の介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修を計画実施している場合（加算Ⅱ）

⑯サービス提供体制強化加算

介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合（加算Ⅰ）。介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合（加算Ⅱ）。介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合、または看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合、また利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上の場合（加算Ⅲ）。

⑰退院・退所時連携加算

医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合

⑱介護職員等処遇改善改善加算

介護職員等に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①家賃相当費、管理費、食費、光熱水費、洗濯代などは管理規程に基

づきご負担いただきます。

②利用者の選定により提供される介護

ご契約者の選定に基づいて提供される介護にかかる費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用

③日常生活上必要となる諸費用

日常生活上必要となる物の購入代金等に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用

・おむつ代など

④理髪・美容

理・美容師の出張による理美容サービスをご利用いただいた場合

⑤複写物の交付

サービス提供についての記録等の複写を必要とする場合

※各実費利用料は、別紙に記載しております。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日(休日の場合は翌営業日)となります。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 協力医療機関等

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)なお、入院にあたりましては、ご契約者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

① 協力医療機関

医療機関の名称	マツダ株式会社 マツダ病院
所在地	安芸郡府中町青崎南2番15号
診療科	内科・循環器科・消化器科・呼吸器科・精神科・外科・脳神経外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科・リハビリテーション科他

医療機関の名称	なかお内科消化器呼吸器クリニック 横山外科 胃腸科
所在地	広島市安佐北区落合南1丁目11番22号
診療科	消化器内科 呼吸器内科 内視鏡内科 内科 外科 肛門科横山外科胃腸科

医療機関の名称	あと・クリニック
所在地	広島市安芸区阿戸町485-1
診療科	内科・外科・胃腸科・リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷口歯科クリニック
所在地	広島市佐伯区坪井1-33-9
診療科	歯科

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、ペット、大きな家具等は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間は特に設けていませんが、常識的な範囲でお願いします。玄関施錠時はインターフォンをご活用ください。(午後17時30分から午前8時30分までは玄関が施錠している場合があります。)

感染症予防のため、流行時には、手洗いの励行や手指消毒、マスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります面会届に、必ず記入してください。また、職員へのお心付けは、一切お受けしないことになっております。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、所定の用紙をご提出いただき、施設の許可を得た上でお願いします。要介護状態の方は原則、外出・外泊

はご家族等、付き添いの方がいないと許可できません。

外出・外泊中は事故等に十分ご注意ください。外出・外泊中の事故等に関して当施設では一切責任を負いません。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 所持品・備品等の持ち込み

紛失の原因になりますので、マジック等で消えないように、必ず氏名をご記入下さい。(別紙参照)

(6) 喫煙

施設内は全館禁煙です。

(7) 金銭・貴重品の管理は原則いたしません。

(8) 当施設では、「事業運営の透明性の確保」の観点から、事業計画書や財務内容等に関する資料を閲覧できる状態にしています。希望される方はお申し出ください。

8. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、避難器具設備等

防災訓練：年2回

9. 秘密保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

- ①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- ②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報の保護
- ①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

10. 虐待防止の措置について

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
- ①虐待防止検討委員会の設置運営（委員会の責任者は管理者とし、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を実施します。）
- ②虐待を防止するための従業者に対する年2回以上の研修の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

11. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、

理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

1 2．事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
 - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
 - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
 - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を生活相談員に報告し、生活相談員より速やかにご家族へ連絡します。
 - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。

※上記いずれの場合にも、事故が当施設の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。

※また、必要に応じて関係市町へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

1 3．要望及び苦情等の相談

- (1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

- 1. 苦情解決責任者：管理者 横山 輝代子
- 2. 苦情受付担当者：生活相談員 平尾 晃
連絡先：082-251-5350
- 3. 第三者委員：阿戸町連合町内会 会長 松田康憲
出島町内会 会長 谷寄矩明
- 4. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。また施設内にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・計画作成担当者等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際申出人は第三者委員の立ち会いや助言を求めることができます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

（２）行政機関その他苦情受付機関

広島市南区厚生部健康長寿課介護保険係	所在地 広島市南区皆実町一丁目 4 番 46 号 電話番号 082-250-4138 FAX 082-254-9184 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

1 4. その他

（１）確認

当施設ご利用にあたり、毎月 1 回、介護保険者証等の確認をさせていただきます。

（２）サービス計画

事業者は、契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）が作成し、立案した計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る施設サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、施設サービス計画変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、変更するものとします。施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第 35 号（平成 18 年 3 月 14 日）
第 234 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明
のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島市安芸区阿戸町 4 1 8 番地の 1
社会福祉法人あと会

説明者名

印

附則

この重要事項説明書は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この重要事項説明書は、平成 24 年 10 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 3 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 28 年 12 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和元年 10 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 4 年 10 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正する。
この重要事項説明書は、令和 7 年 3 月 1 日から一部改正する。